

(仮称) 多摩市子ども・子育て・若者プラン (案) について

1. パブリックコメントへの対応について

(1) 目的

(仮称) 多摩市子ども・子育て・若者プラン (素案) について、市民参画の機会を保障と、計画決定への提出された意見の考慮の2点を目的として、パブリックコメントを実施。

(2) 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等 (多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」)

(3) 意見募集期間

令和元年12月5日 (木) ~ 20日 (金) まで (16日間)

(4) 閲覧場所

①子育て支援課、②第二庁舎1階行政資料室、③図書館本館、④多摩センター駅出張所、⑤関戸公民館、⑥永山公民館、⑦子育て総合センター、⑧健康センター、⑨総合福祉センター (二幸産業・NSP 健康福祉プラザ)、⑩市内認可保育所・認証保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育所・児童館・学童クラブ、⑪公式ホームページ

※市内認可保育所・認証保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育所・学童クラブについては、通っている子どもの保護者のみ閲覧可能

(5) 意見の提出方法

①郵送、②ファクシミリ、③公式ホームページのインターネット手続き、④回収箱 (9箇所) への投函、⑤子育て支援課窓口へ直接持参

(6) 提出された意見

| 10名 / 16項目 | | |
|------------|----------------------|----|
| 内 訳 | 放課後子ども教室について | 4件 |
| | 公園について (インクルーシブ公園ほか) | 4件 |
| | 児童館について | 3件 |
| | 学童クラブについて | 1件 |
| | 認証保育所について | 1件 |
| | 子ども家庭サポーター事業について | 1件 |
| | 学校開放について | 1件 |
| | 計画について (ひきこもり) | 1件 |

(7) 意見への対応

「第5章施策に基づく事業」 — 「基本施策3-②子育てを支援する生活環境の整備」
— 「施策3-②-1 良好な住環境の確保」 — 「(事業名) 多摩市公園施設長寿命化計画」
について表記を追加。

2. その他の修正箇所 (予定) について (次回3月の子ども・子育て会議で審議予定)

- (1) 「子育て総合センター」から「子ども家庭支援センター」へ表記の変更
- (2) ひきこもり相談窓口 (子ども若者育成支援事業と生活困窮者自立支援事業) の統合による記述の変更
- (3) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) のニーズ量の見込みの修正 (令和2年度申請を踏まえ)
- (4) 成育基本法についての記述
- (5) その他誤字脱字等の修正